

# 仕 様 書

1. 件 名 寮室エアコン洗淨清掃

2. 場 所 東京都八王子市南大沢四丁目5番地  
救急救命東京研修所各寮室

※ 洗淨清掃対象のエアコンは、西棟7階～3階は各階40室、  
西棟2階は8室、東棟7階～3階は各階25室に各室1台ずつ  
設置している。

3. 業務実施期間

業務実施期間は、当研修所における業務及び研修に支障を来さぬよう、原則として、研修生が当研修所を不在とする令和2年3月10日（火）から令和2年3月27日（金）までの間に行うものとする。

なお、同期間に寮室内清掃を行うため、西棟と東棟別で各階ごとに、同期間内で7日以上作業を行わない日を設けること。

4. 業務内容

東棟及び西棟の寮室エアコン（ウォールスルー型、333台）の洗淨及び清掃を行う。

(1) 寮室エアコンの薬品洗淨（分解、洗淨、乾燥、設置まで）

※ 洗淨にはエアコン洗淨に使用できる中性洗剤を用いること。

(2) 寮室エアコン設置場所の清掃（ハウスダスト、綿埃、粉塵等の除去）

(3) 寮室エアコンドレン管高圧洗淨

5. 対象空調機の種別・配置

項目	西棟	東棟
機種	三菱重工業株式会社製 パッケージエアコン WTP363HK	三菱重工業株式会社製 パッケージエアコン WTP363HK
設置台数	208台 ※うち ACWP403HKT 7台 ACWP403HKMT 7台	125台
各階内訳	(7階～3階) 各階40台 (2階) 8台	(7階～3階) 各階25台

## 6. 作業条件

- (1) 作業時間は原則 8 : 00 ~ 18 : 00 (時間延長は別途協議) とする。
- (2) 業務開始前に工程表を担当課に提出し、協議すること。
- (3) 在来部分、作業済み部分等で、汚損又は損傷のおそれのあるものは、適正な養生を行うこと。
- (4) 作業の際に保管が必要となるもので、担当課が認める最小限の機器について、当研修所内に保管可能 (養生のこと。)
- (5) 廃棄物の処理に当たっては、法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (6) 工事中は安全に万全を期すこと。万が一請負者側の不注意により発生した物損事故及び人身事故等は、すべて請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに担当課に報告するとともに、適正な処置を講ずること。
- (7) トイレは使用可能、電気及び水道は支給とするが、分電盤等の設置は請負者の負担とする。

## 7. 官公庁等への各種届出事務

官公庁等への法令に基づく各種届出等が必要なものの各種届出事務及び手続事務連絡の代行を実施するものとする。

## 8. 完成検査及び報告

- (1) 検査については、工事完了後に担当課の検査を受けること (取り付け後、外観点検及び運転試験を行うこと。)
- (2) 業務記録 (不可視箇所については写真撮影)、工事完了届出書、保証書等の各種書類を作成し担当課に提出すること。

## 9. 瑕疵担保責任

業務実施後 1 年間、不良等が認められる場合は、原則として担当課からの連絡後、翌営業日以内に、その不良個所の修理を無償にて行うこと。

## 10. 支払条件

業務完了後、履行確認を行った上で支払う。

## 11. その他

この仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合は、すみやかに担当課の指示を受けること。

1 2. 担当課

東京都八王子市南大沢四丁目 5 番地

救急救命東京研修所 総務課

(担当：元田 TEL：042-675-9945 FAX：042-677-9955)